

CONTENTS

和解という名の現実的妥協	石井淳子	1
支えてくださってありがとう	瀬戸まどか	3
弁護団からのメッセージ		4
いつまでも忘れない	渥美京子	6
和解条項		7
裁判等の経過		8

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
E-mail: recruit-karoshi@jca.apc.org
URL: <http://www.jca.apc.org/recruit-karoshi/>

リクルート過労死裁判を考える会(仮称)

NEWSLETTER

No. 10

2004.2

裁判提訴から4年半が経過した2004年1月22日、東京地裁において和解が成立しました。この間原告に對してお寄せいただいた激励とご支援に心から感謝いたしますとともに、裁判の経過を十分にお伝えしてこれなかったことをお詫びいたします。

しかし、労災保険遺族補償給付の申請に關しては、行政による業務上認定をめざして、引き続き労働保険審査会に再審査請求中であり、今後ともご支援をたまわりますようお願いする次第です。

和解という名の現実的妥協

石井淳子

裁判官が和解条項を読み上げていく。
場所は東京地裁の14階。ラウンドテーブルをはさんでのいつもの会議室。

まず前文を読み、次に和解条項「1. 石井偉の死亡に衷心より…」と入り、2.3.4と淡々と続く。少し早口に感じられる口調で強弱もなく続いていき、そして、「8. 費用は各自の負担とする。」で終わると、「双方異議はありませんね。それではこれで和解が成立しました。」で終わり。

……？ 全て終了？

「印は？ 署名はしなくて良いの？」

足かけ5年続いた東京地裁での裁判がひとつ の決着を迎えるというのに、和解で決めるということはこういうことだったのか、と。

多少ぼんやりとした感じで突っ立っていた私の

前に、リクルート側弁護士から、「会社の役員が一言御挨拶したいと言っています。」という言葉が投げかけられました。

そして前に進み出た男性が、小さな声で早口に自分の名前を告げたらしいのですが、まるっきり聞き取れないので。

「すみません。お名刺を戴けませんか」と問い合わせ返す私に差し出されたそれには、「執行役員 村井満」と記されています。他にはリクルートという社名とその住所と電話番号が刷られているだけ。

この役職は一般の会社ではどんな部署になるのだろう。人事部？ 総務部？ それとも…。

続いて、さらに低く早口になったような声で、和解条項の1.と3.をそのまま丸暗記して発表しているみたい、と私の耳に響く言葉が流れました。そし

て、差し支えなければ、お墓参りをさせてもらいたい」と付け加わったのです。

私は、「御存知だとは思いますが、北海道は4月半ばまでお墓は雪の中に埋っております。ですから、それ以降でなければお墓参りは無理ですので、今は結構です。また、労働安全に配慮してくださるということですので、息子の死もまるつきり犬死ではなかったと、少しは思うことができました。」と答えるのが精一杯でした。それ以上はもう何も話したくありませんでした。

私のすぐ後にいらした玉木、小池先生には、全然何も聞こえず、「今何と言ったのですか。」と、お二人同時にせきこんだように質問されるような状況でした。

兎にも角にも一区切りついたのですが、今回の裁判では、何の力もない、知識の持ち合わせもない一人の老いた母親が民事訴訟を起こし、それを続けていくことの難しさをことあるごとに思い知らされたというのが実感です。

まず第一に、私の手許には紙切れ一枚の資料もないのに、原告である私どもの側が労働実態を証明しなくてはならない困難さ。全ての証拠文書を握っている会社側が、一言「それは無い」と言えば、それ以上は手も足も出ない無力感。

それに加えて、東京と北海道の片田舎という距離の壁と、三年近く会社の誠意を信じて待ち続け、徒に時が流れても出遅れたおバカなお人好し加減さ。

基本的な就業規則すら見せてくれなかつた会社の態度にあきれ果てて、裁判という形を取らなければ簡単な書類すら見ることができないからと、提訴という形を取ると決めた途端、まるで私の足許を見すかすかのように、「お金の解決はどうだ。」と切り出された時の口惜しさ。

裁判の途中、労働実態が随分と判明してきた頃になってから医学論争に持ち込まれ、反証していくかねばならなかつたシンドサ。

ストレスが人の身体に及ぼす影響をもっと具体的な数値として、医学的に確立してほしいと切実に願つた日々。

原告側証人として私が証言台に立つた時には、これは息子の過労死裁判ではなく、別れてから既に20年以上も経っている夫との離婚裁判なのかしらと、勘違いしそうな反対尋問がリクルートから

発せられて、そんな体質の会社に勤めていたのかと、あらためて息子を不憫に感じたあの日の法廷。

息子の葬儀の折り、心から死を悼んでくれ、一周忌には大挙して北海道まで来て下さった同僚の人たちも、仕事の話となると、「石井とのいい人間関係を壊したくない。」という理由で、ほとんどが断られた現実。私の方もできれば、人の心の中に石を投げ入れ、波立たせるようなことはしたくないと遠慮して、最後まで言い出さずにいた果てに、「裁判になって石井は悲しんでいると思う。」「僕があの世へ行って石井と会っても、裁判になったことは言わないつもり。」という反応が返ってきて、ひょっとして私は息子に酷いことをしている鬼ババアなのかと鏡を覗き込んだ夜。

しかし、そんな日々を過ごしてきた私を、本当に多くの方々が支えてくれました。息子に、「母さん、僕は逝つてしまふけれど、少しでも寂しくないように友達を沢山残していくからね。」と言われたとしか思えない感じで、自分の先輩、友人の輪を残していくつれました。

人々の輪が思いがけない形で広がっていく不思議さ。一度も会つたこともない人間の裁判など、ましてその通信文なども、普通なら何の興味も持てないでしょうに、励まして下さり、傍聴席に来て下さり、カンパまでして下さる方までいて、有形無形の無数の支えがありました。

超多忙の中を、医学的意見書を何通も書いて下さり、証人としてわざわざ上京の上、熱意あふれる、しかし冷静な姿勢で証言して下さった新宮医師。

「こんなにしつこく、小さなことまでいろいろ言つてくる会社は初めてです。」と、最後にはうんざりした口調でポツリともらしながらも、私どもの意向を考慮に入れて長い一審を闘い続けて下さった弁護士の先生方。

これら全てに支えられなければ、私は途中でへたり込んでいたかもしれません。

昨年の3月に和解の話し合いが始まってから、一体何回のやりとりがあったことでしょう。11月中旬には、これで決まらないのなら、後は判決にして下さいと申し出ました。私としてはどれほどの不本意な判決が一審で出ようとも、闘い方を新しく変えて高裁に向かう方が良いと考え始めていました。

年末も相當に押してからリクルート側了承の返

リクルート(東京都中央区)に勤務していた編集者の石井偉さん(当時29歳)が96年にくも瞑下出血で死亡したのは過労が原因だったとして、北海道に住む両親が同社を相手取り、約8900万円の損害賠償を求めた訴訟が22日、東京地裁(芝田博文裁判長)で和解した。同社の法的責任は前提とせず、原告に対し訴状などによると、男性は96年4月から、同社の新事業「デジタルBilling」の企画・編集に携わり、同年8月末、自宅でも腰下出血のため倒れ、死んでいた。タイムカードでは、死の直前の数ヶ月間は毎月の稼働時間が約210〜約270時間だった。原告は、男性が実質的に一人でホームページの更新を担当しており、タイムカード上の労働時間は0〜約270時間だつた。原告は、

事がやっと来ましたが、この和解案をめぐってのやりとりの中では、弔慰金を50万円支払っているのに、と言う会社側の話も出たそうです。

現職の社員死亡の折りに出される弔慰金が、50万円というその額が多いのか少ないのか、私には分かりません。しかし、死んでしまうと、そんなことまで恩着せがましく言われなくてはならないのかと暗然としました。

私にとっては、息子が生き返ってこない限り、満足できる解決はありません。これから先も、私は心の中でも、もちろん口に出しても、一人でも多くの人に、「体を壊さないで下さい。死なないで下さい。」と言い続けるでしょう。

あり得たはずの未来への息子の夢、可能性、明るく響くあなたのあたたかな笑い声、優しさ、それらの値段なぞ付けられない、あの子の存在の価値そのものは、どこにも反映されず虚しく消えていったままです。

私を含めて周りの何人の人生も、削り取られたり、ぐるったままで、この先生きて行かねばならないのです。そして何よりも、息子の無念さはどこにどう表わされているのでしょうか。ただ虚空に吸い込まれたままで、永遠にさまよい続けるのでしょうか。

だとしたら、この先私が生き続けていく中で、この裁判を通して知り得たものを、少しでも意義ある形で繋がっていくようにしなければ、子供たちに充分なことをしてやれなかった不甲斐ない親の私

リクルート 「過労死」巡り和解

遺族に1200万円支払い

間に加え緊張労働を持ち帰りの仕事で過労が蓄積し死亡したとして、99年6月に提訴。リクルート側は、男性が死亡したのは腎臓の持病の併癡症が原因で「業務と死亡との間

に因果関係はない」と主張していた。和解後、原告の母親は「息子と同様に泣き寝入りしている人は多い。リクルートが、具体的な安

従業員の一人が亡くなられたことは、大変悲く残念な出来事でございました。今後とも、従業員の健康管理には配慮したいと思います。

としては、息子に詫びることもできなくなります。

いさか身に余る、不遜とも受け取られかねない想いを抱えていますので、まだまだ御支援いただいた皆様には御迷惑をおかけし続けそうです。

が、これまでに懲りませずに引き続き、お付き合い下さればと念じつつ、お礼と一区切りついたこの御報告にかえさせて戴きます。

本当にありがとうございました。

兄と母を支えてくださってありがとうございます

瀬戸まどか

2004年1月22日に、兄 石井偉の過労死裁判で和解が成立しました。この4年半の間、必死に取り組んできた母をたくさんの方々が支えて下さいました。本当にありがとうございます。母が疲れた

顔で東京から戻る度に、被告側の証言に憤りや失意を募らせる母を見る度に、今度は母が過労で倒れるのではないかと私は思っておりました。ですから、ここである区切りがついたことには、正

直ホッとしています。

けれども、こうしてひとつひとつ兄に関わることに区切りがつき、時が過ぎていることを改めて思い知らされると、空しさと寂しさも同時に感じます。いくら会社が弔意を表わそうと、兄は戻りません。リクルートが今回の件で本当に弔意を感じているなら、これから先、過労で亡くなる人を決して出さないでほしい。雇用している社員一人ひとりに人生が、未来が、家族と友人があることを忘れないでほしい。そう強く思います。

兄がいなくなつてからの7年半の間、毎夏、母を訪ねて一緒にお墓参りをして下さる方々。名前も告げず、一人で墓前で兄とお酒を酌み交わし帰つていかれる方。いろいろな形で皆さんのが想いを感じる機会があります。

会社の弔意は、言葉で「墓前にお墓参りしたい。」とおっしゃるだけでなく、本当に社員の健康を考える会社になることで示していただきたいです。

今春に小学校へ入学する娘は、2歳の頃、タンスの上にある兄の写真に、「(お)じちゃん。」と話しかけていました。お供えを置く私の姿を見て、自分のおやつを分けて写真の前に置いてくれたこともあります。

同じく、幼稚園の年中組になる息子は、この間ふと「おじちゃん死んじゃったの? あきら、会えな

かったね。」と言いました。「そうだね、おじちゃんもきっと会いたかったと思うよ。ままも会ってほしかつたな。」と私は答えました。

昨年5月に生まれた次女も、やはり偉おじちゃんに会えることはありません。

7年半前の最後の夏、東京へ戻る兄を空港まで送ってくれた夫は、「お義兄さん良い人だね。」と言って、年末にまた会えるのを楽しみにしてくれていました。そんな日も二度と巡ってはきません。

母も私も、本当は兄を返して欲しい。こんな形で家族を亡くした方々は、皆さん同じだと思います。賠償金や和解金を幾らもらうよりも、本人を返して欲しい。お金で片づけられる問題なら、同じ額を私たちが借金して作るから、それで兄を返して欲しい。そう思います。

遺族の気持ちや、人生を突然断ち切られた兄の悔しさ、諸々を、会社側が少しでもわかつてくれる日が現実に来ることを祈ります。

和解が成立したことの御礼を述べるはずが、随分と脱線してしまいました。娘として、妹として、何もできなかつた私に代わり、母の心の支えとなる励ましを下さつた方々、貴重な時間を割いて証言や傍聴に来て下さつた皆様、そして弁護士の先生方に、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

弁護団からのメッセージ

玉木一成弁護士

原告弁護団は、リクルート過労死損害賠償訴訟について、2003年1月22日、和解成立をしたことの意義を高く評価しております。

石井偉さんの過労死に関するリクルート過労死損害賠償訴訟は極めて厳しい訴訟になりました。その理由の第1は、偉さんが入社時から編集業務に従事しており、デジタルビギング企画編集に配属になった死亡直前5か月間より以前は、タイムカードで労働時間が記録されておらず、また、形式的に労働時間の制限を遵守しているよ

うな外観が作出されており、サービス残業や休日出勤が恒常化していたにもかかわらず、これを立証することが極めて難しかつたことです。

第2に、偉さんのような若年での過労死の場合、発症前の健康状態に異常が現れていたなかったり、異常があつても軽微であるにもかかわらず、死亡の原因となる疾病が突然に発症し致命的な結果となることが多いことです。リクルートは、この事情を奇貨として、健康を害するような過重な業務に従事させながら、過労死の発生を見できなかつたなどと執拗に反論したことです。

このような厳しい訴訟であったにもかかわらず、裁判所がリクルートに対し、1200万円の和解金

を支払うことを勧告し、リクルートにこれを受諾させたうえ、従業員の安全管理・健康管理に十分配慮して安全配慮義務を尽くすよう努力することを約束させたことは極めて大きな成果であると考えます。このような成果が得られたのは、原告である石井淳子さんの偉さんの労働実態や過労死の真相を明らかにしたいという執念によるものでした。

そして、この和解の意義は、和解内容を隠蔽されることなく、これを明らかにできたことです。過労死の責任を追求される企業は、裁判所の和解勧告を受け入れても、その和解内容を秘密にすることを要求する場合が多いのです。原告両名は、本件和解について秘密にしないことを絶対の前提として、これを実現しました。

それにしても、リクルートは、テレビなどあらゆるマスメディア媒体を使って、日々自らのコマーシャルを行い、若者に夢のような就職を宣伝し、これにより莫大な利益を挙げながら、この訴訟の和解内容の公表方法についてはいろいろな注文をつけ、制限しようとした。リクルートという企業がその内部の過酷な労働実態を隠蔽しようとする虚偽企業であることを改めて痛感しました。

小池純一弁護士

偉さんの夭折は会社が防ぎえた、防がなければならなかつた、この訴訟で問われ続けていたことでした。

弁護団員として、偉さんと関係のあった何人の方々からお話を聞く機会がありました。全ての方が、偉さんの死を悼み、偉さんの能力や人柄について高く評価されていました。

石井淳子さんからいただいた偉さんの追悼集を読み、関係者の方々のお話を聞きながら、ついにお会いすることのなかつた偉さんという方を私なりに想像しながら、これまでやってきました。

多くの方々に愛され、さらに大きく飛躍していたはずの偉さんが、わずか29歳という若さで亡くならなければならなかつたのはなぜか。過重な仕事がなければ偉さんの死はなかつた、このようなことを二度と繰り返してはならないとの思いで、訴訟にたずさわってきました。

この訴訟が終了したいま、改めて追悼集を読み返してみました。会社の人々の寄せ書きがあり、それには「Forever Ishii」と書かれていました。偉さんの輝きだけでなく、夭折した事実もまた多くの方々の心に長く残ること、偉さんの死を貴重な教訓として、二度とこのような不幸な出来事が起こらないことを願ってやみません。

村田智子弁護士

石井偉さんの弁護団の村田と申します。

私は石井偉さんの弁護団の中では、B-ing編集部時代の労働実態を調査する役割でした。

偉さんが倒れたのはデジタルB-ing編集部に在籍していたときですが、お亡くなりになる3か月前まで配属されていたB-ing編集部時代に、既に血尿が出ていました。また、いろいろな方のお話をうかがっても、偉さんがB-ing編集部に在籍していた頃から、質的にも量的にも過重な仕事をしていたことは明らかでした。しかし、B-ing編集部時代については、途中から裁量労働制に切り替わっていたため労働時間の立証が困難であったこと、特に後半の時期について証言してくださる適切な協力者が探し出せなかつたことが、本当に悔やまれます。ですから、私には、本当はこのような文章を書くような資格はないのではないかと思っています。

にも関わらず、恥ずかしげもなく寄稿したのは、ひとつことを、お母様の淳子さんや偉さんに関わった方たち、特に貴重なお話をお聞かせくださいた方たちにお伝えしたかったからです。

それは、「いろいろな方たちからお話をうかがつた際に、いつも『偉さんとお会いしたかった』と感じていました」ということです。

いろいろな方たちのお話から浮かび上がつてく偉さんは、どんなに疲れても愚痴を言わず、難しい仕事でも不本意な仕事でも自分のプラスになると考へて真剣に取り組む、本物の社会人としての自覚をもつた方であり、それでも快活で明るく、暖かい方でした。お話をうかがうたびに、何度も、「偉さんにお会いしてお話ししたい」と感じました。

考えてみると、私は偉さんと同じ1967年生まれですし(私のほうが早生まれなので学年はひと

つ上ですが)、同じ弁護団の小池純一弁護士は偉さんと年齢も学年も同じです。ついでに申し上げれば私の夫も年齢も学年も同じで編集の仕事をしています。もしご存命であれば、偉さんは優れた編集者になっておられたでしょうし、結婚をしてお子さんもおられたのではないかと思ったりもします。そう考えると、どうしてこんなに若くして命を落とさなければならなかったのかと、リクルートに対し、理屈を超えた憤りを感じます。

リクルートには一言申し上げたい。たしかに偉さんは仕事を楽しんでおられたように見えたかもしませんが、それは彼が心を奮い立たせて敢えて前向きな姿勢をとったからであって、決して命を落としてまで無理をしたいと希望されていたわけではないのです。こんな結果になることがわかっているのであれば、彼だって決してあんなに働きはしなかった。会社員は、特にリクルートのような会社では、部署の異動にしても仕事の指示にしても逆らえないのです。逆らったら「後ろ向きの社

員」になりますから。それからせめて、デジタルB-ingに移った後は適切なサポートをつけて欲しかった。この点を本当によく考えていただきたいです。

最後に、神がかり的なことを申して大変失礼かと思いますが、私はいつかどこかで偉さんに会えるのではないかと信じています。偉さんにお会いしたとき、「こういう形ではあったけれど、こうやって偉さんに関われて、うれしかったです」とお伝えしたいと思っています。彼に「もっとちゃんとやりなよ」と言われないように恥ずかしくない人生を歩めたら、と思います(もう既に十分恥ずかしいですし、その点を指摘されると真っ赤になってしまいそうですが…。)

淳子さん、本当にありがとうございました。そして、お疲れ様でした。

それから、お話をお聞きかせくださいたり、資料を提供してくださいったり、証言してくださいたり、法廷傍聴にきてくださいたすべての皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。

いつまでも忘れない

渥美京子

和解が成立した翌々日の1月24日、私は淳子さんと都心にいた。喫茶店でゆったりしたソファーに身を沈め、コーヒーを飲みながら、とりとめのない話をする。淳子さんと初めて会った頃の話、裁判の証人として法廷に立った日のこと…。

偉さんと一緒に仕事をしていた私が淳子さんと出会って5年余りたつ。いつだって話題にはことかかなかつた。身の回りのことから、社会のことまで、つきることなく次から次へとおしゃべりが続く。そして、なぜかいつも笑いが絶えない。他人がみたら「いったい、何がおかしいの?」と思うだろうほど、笑いとともに私たちの関係もある(淳子さんの名誉のためにいうなら、笑いの底には数え切れない悲しみがあるのだけれど)。しかし、この日は少し様子が違つた。

長い裁判の日々にひとつの区切りがつき、改

めて偉さんの死という現実が目の前に立ちふさがる。はっきりしているのは、私はこうして、ここに生きているという現実だけ。笑いはなく、かといって、ふさぎこむではなく、命の重さと時の流れをかみしめるかのような空気が二人の間で流れた。

それからしばらくして、それぞれ岐路につくことになった。淳子さんは羽田に、私は自宅に向かうため、同じ地下鉄に乗つた。別れぎわ、ぽつりとつぶやいた淳子さんの言葉が胸につきささる。

「やっぱり、死んだら損なのよ」

私は乗り換えるため、先に降りる。

地下鉄の扉が締まり、その向こうで笑みを浮かべて手をふってくれる彼女の姿を見守る。「なぜ、偉が死んで、私が生きているのか」と何度も自らに問うたであろう淳子さんの悲しみが、私の心に押し寄せる。息子を失つた母の心に、ぽつかりあ

いた穴は一生うまることはない。息子の未来とともにあった、母の未来はこの先も開くことはないのか。ごまかしようのない、悲しい現実。この裁判が問い合わせるものは何だろう？ 私にできることは何だろう？ 家路につく私の足取りは重かった。

それから数日後、淳子さんもよく知っている親しい同世代の友だちからメールが届いた。そこには、過労で体調を崩しかけている知人のこと、それでも仕事を続けようとしているので、休まなくてはいけない旨をとても厳しくいったことなどが書かれ、次の言葉が添えられていた。

「私が京子さんにいってもらったこと、淳子さんから受け取った言葉、イサムさんもいれて3人から受け取った言葉をちゃんと渡さなくてはいけないと…」

私が友だちにいったことというのは、3年ほど前の寒い季節のことだったと思う。いつもオーバーワーク気味の彼女のことが気になり、家をたずねた。すると、土気色の顔をした彼女がいた。ひとりでたっているのもつらそうだった。

和解条項

本件は、被告株式会社リクルートに従業員として在職していた原告らの子である石井偉が、平成8年8月29日、ぐも膜下出血の発症を原因として死亡したことについて、原告らが被告に対して、石井偉が死亡したのは被告における過重労働によって疲労が蓄積し、脳動脈瘤が自然的経過を超えて増悪し破裂したためであり、被告には安全配慮義務違反があるとして債務不履行等に基づき損害賠償を請求し、これに対して被告が、被告における過重労働は存在せず、石井偉の死亡の原因であるぐも膜下出血の発症は、常染色体優性多発性囊胞腎に合併した脳動脈瘤が自然的経過により破裂したことによるもので、業務と死亡との間に因果関係はなく、かつ何らの安全配慮義務違反も存在しないと主張してこれを争った事案である。

裁判所は、原告らと被告に対し、被告の法的責

「ちょっと、徹夜が続いて。この頃、体調が不安で、私が万一のことがあつた場合を考え、生命保険を見直したの」と彼女はいう。私は言った。

「もし、あなたが死んだら、3人の子どもたちはどう受け止めると思うの？ お母さんは自分たちを育てるために無理して死んだと思い、その罪悪感を一生、引きずるのよ。子どもたちに、そんな思いをさせていいの？ 死んだら終わりなのよ」

叫びにも近かったかもしれない。彼女はちゃんと睡眠をとることを約束した。

私にその言葉をいわせたのは、偉さんであり、淳子さん。彼らと出会わなかつたら、「休まないとダメよ」と気休め的な言葉しかかけられなかつと思う。命の崖っぷちに立っている人を、厳しく叱ってでも引き戻そうとするエネルギーを私にくれたのは偉さんと淳子さんなのだ、と今さらながらに気づく。

偉さん、そななんだね、私ができること、しなぐちゃいけなことはこういうことなんだね。死を無駄にはしないからね。ずっと、忘れないからね、偉さんのこと。

資料

任の存在を前提とすることなく、本和解を勧告し、原告らと被告は、この和解勧告を受け、次の内容の裁判上の和解を行う。

- 1 被告は、石井偉が死亡したことに対し、衷心より哀悼の意を表する。
- 2 被告は、前項の趣旨にかんがみ、原告らに對し、本件和解金として、1200万円を支払うものとし、本日、本和解の席上において、この支払のために、UFJ銀行新橋支店振出に係る額面1200万円の自己宛小切手1通を交付し、原告らはこれを受領した。
- 3 被告は、今後も従業員の健康状態の把握に努め、労務内容等に応じ、従業員の安全管理・健康管理に十分配慮して、安全配慮義務を尽くすよう努力する。
- 4 原告ら、原告ら訴訟代理人、被告及び被告訴訟代理人は、本和解の内容及び本件訴訟の結果について当事者以外の第三者に知らせる際には、それぞれ以下の点を厳守する。

- (1) 本和解条項の全文を知らせなければならぬい。
- (2) 本和解の成立を理由として、相手方当事者が次の点について認めた又は認めなかつた旨の主張ないし告知を行つてはならない。
ア 石井偉の被告における過重労働の存在又は不存在
イ 石井偉が被告在職中に死亡したことについての被告の法的責任の有無
- (3) 本和解の成立を理由として、本件訴訟の結果が実質的勝訴である又は実質的敗訴である旨の主張ないし告知を行つてはならない。
- 5 将来、石井偉の死亡につき、労働者災害補償保険法に基づく支給決定がなされた場合、その給付金とは別に、被告が第2項の金員を支払つたものとする。
- 6 原告らは、被告に対するその余の請求を放棄する。
- 7 原告らと被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

裁判等の経過

1996年

- 8月25日 石井偉殿がくも膜下出血を自宅にて発症
- 8月29日 石井偉殿が死亡

● 損害賠償請求訴訟の経過

1999年

- 6月 9日 東京地方裁判所に、株式会社リクルートを被告とする損害賠償請求訴訟を提訴
- 7月29日 第1回口頭弁論期日：争点整理等のため弁論準備手続に付す
- 9月28日 第1回弁論準備手続
- 11月 4日 第2回弁論準備手続
- 12月20日 第3回弁論準備手続
- 2000年
- 2月 9日 第4回弁論準備手続

- 4月13日 第5回弁論準備手続
- 6月12日 第6回弁論準備手続
- 8月22日 第7回弁論準備手続
- 10月19日 第8回弁論準備手続
- 12月20日 第9回弁論準備手続
- 2001年
- 2月16日 第10回弁論準備手続
- 5月10日 第2回口頭弁論期日：被告側証人三牧義明（デジタルビーイング上司）
- 6月14日 第3回口頭弁論期日：被告側証人田中和彦（ビーイング編集長）
- 7月 4日 第11回弁論準備手続（進行協議期日）
- 7月31日 第12回弁論準備手続（同前）
- 9月20日 第4回口頭弁論期日：原告側証人渥美京子（フリーライター）
- 11月29日 第5回口頭弁論期日：原告側証人増田結香（ビーイングにおける同僚）
- 2002年
- 2月21日 第6回口頭弁論期日：原告石井淳子本人尋問
- 4月25日 第7回口頭弁論期日：新宮正医師意見書、証人申請
- 6月28日 第8回口頭弁論期日：原告側証人新宮正医師
- 9月20日 第9回口頭弁論期日
- 10月25日 第10回口頭弁論期日
- 12月 5日 第11回口頭弁論期日
- 2003年
- 3月31日 裁判所から和解勧告
その後、裁判所を介して和解協議
- 2004年
- 1月22日 和解成立

● 労災保険遺族補償給付申請の経過

- 1998年8月25日 中央労働基準監督署長に労災申請
- 2000年3月31日 不支給処分決定
- 5月29日 東京労災保険審査官に審査請求
- 2002年 2月4日 審査請求に対し、棄却決定
- 4月 1日 労働保険審査会に再審査請求
現在も請求中